

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設））【8】」

2. 日時：令和4年11月24日 17時02分～19時04分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他13名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置許可基準規則への適合性について（コメント回答）

・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料（29条 工場等周辺における直接線等からの防護 抜粋）

・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒアリングスケジュール（案）

※以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料（令和4年11月22日ヒアリング資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから伊方発電所の使用済み樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:11	それでは本日の資料、123をご提出いただけてますけども、まず資料1のパワーポイントベースで前回からの変更点についてまずご説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:00:24	早速電力の木村です。資料1につきまして前回のヒアリングからコメントを踏まえまして修正させていただいたところを簡単にご説明いたします。
0:00:36	目次のところろで3ポツという審査を踏まえて設計方針の見直しについてというところで、審査をいただいた見て見直しを補正等で見直しを、
0:00:50	検討している箇所につきまして項目を立てて、説明するようにちょっと目次をふやしております。
0:00:59	3ページ目と3ページ目以降にコメントに対する回答というところで、先日のコメントを踏まえて修正をさせていただいております。
0:01:10	12について
0:01:14	の修正箇所をまずご説明させていただきます。
0:01:26	小電力ミシマです。3ページ目について、
0:01:31	変更点をご説明させていただきます。
0:01:35	まず、回答の、
0:01:40	二つ目の丸のところですね、従来はから入手タンクの移送について、こういった面を使用してそういった部分については、
0:01:51	比較的長時間、作業線量限度に対して十分用のある、2区分に配置すると。
0:01:58	いたことからといった、具体的な記載ぶりを追加してございます。
0:02:07	続きまして、
0:02:09	4ページにつきましては、
0:02:14	従来
0:02:16	燃料破損率の話もちよっと記載はしてなかったんです。
0:02:20	現在の炉心条件、破損率、樹脂の通水状態に応じた14の吸着量に基づいて、所有資産9の線源強度と線源対策を用いて、
0:02:34	という具体的にどうやって、線源体積とかを線源強度を持ちというのを記載してございます。また線源強度線源体積の記載についても、具体的に記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	で、現在静水タンクの線源強度については、少し言葉が、ちょっとちょっと追加させていただきますけども、比較的高線量の主な雑エンドウの実施について、
0:03:00	燃料破損率 1%として、燃料集合体から放出された縫製物質がですね、1 サイクル分、各系統の脱塩塔に捕捉された後に、
0:03:10	使用済み樹脂ちようどたん 14 としてタンクに貯蔵されるものとして算出させていただきます。高性能の後に主なというのを後程追加させていただきたく考えてさせていただきます。
0:03:25	5 ページ目につきましては、
0:03:31	いわゆる宣言補足説明資料の方に詳細については飛ばしておった内容について評価条件等々について、5 ページ目の方に具体的に記載して補足説明には飛ばさないような、
0:03:44	説明趣旨としてございます。
0:03:47	6 ページ目について、
0:03:50	無視できるところ、規制庁の業務収益のところについては、従来から変更については、ほぼございません。
0:03:58	6 ページまでの変更については以上になります。
0:04:03	四国電力の木村で引き続きましてコメント 3 に対する対する回答というところで 7 ページ目以降で修正した箇所、
0:04:11	ご説明いたします。7 ページ目につきましては、コメントでいただきました菊岡の設計方針と異なる記載になっている理由について説明することというところと、
0:04:24	既設のタンクに設計の変更が生じるか説明することというところのコメントを修正させていただいた上で、あと 7 ページ目のところで、
0:04:37	前と、
0:04:38	既設の使用済み樹脂貯蔵タンクについては、実廃棄物処理設備のうち、気体状の放射性廃棄物を取り扱う設備として、
0:04:49	漏えい検出の警報を設置するというところと、独立した区画内に設置することを設計方針としており、今回増設するタンクも
0:04:59	同じ設計方針で設置することとしておりますというところで今回の工事内容を踏まえて汚染の拡大防止について、具体的に記載させていただいたものですと。
0:05:10	いうところの趣旨でこのページを記載させていただいております。
0:05:15	あとはマドラス娘でありますとか、要領に関する記載については、ブロンズ名と使用済み紙の扱いに関する基本設計方針は変更がない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	というところで、今回の
0:05:30	申請書のところには記載していなかったというところと、超容量の確保の点につきましては補足説明資料の方で、説明して申請書の方には接してなかったんですけども、
0:05:41	基準適合性説明の観点で、改めて精査を行った結果、記載の充実を図ることとするというふうにさせていただきました、8 ページ目以降が、審査を踏まえて設計方針の記載の充実と、
0:05:54	いうところで、28 条につきましては、当初の申請させていただいていた適合のための設計方針から、漏えいしがたい設計とするというところと、
0:06:06	樹脂の発生量を考慮して調度ができる容量とするというところ、また放射性物質が漏えいした場合に、適切に措置できるように
0:06:21	汚染の拡大防止を考慮し設計するというところを、より記載を充実させていただいたというところの説明をさせていただいてございますこちらの内容の説明としまして、こちらを変更してませんけれども 9 ページの
0:06:37	ページの、こういう発生時の具体的な活動であるとか、貯蔵保管量に関するこちら当間川勝の具体的な活動であるとか、ちょっと位置付けの場所を変更させていただいて説明をさせていただいたというところがございます。
0:06:50	あと 11 ページ目の 29 条に関する説明につきましても、設置許可の設計方針を踏まえて、
0:07:00	改めて精査させていただいた結果 29 条に対する、基準適合性を示す必要があると整理して、申請書の中で、適合のための設計方針を示すと。
0:07:11	いうふうに
0:07:13	11 ページ目に記載させていただいて、
0:07:18	見直しをし直していいですか 29 条に関する説明の、設計方針について 11 ページ目でお示しをさせていただいているというところがございます。
0:07:32	12 ページ目以降は参考とさせていただきます、コメントいただきましたスケジュールの記載でありますとか、13 ページ目以降が工事の概要方につきまして、
0:07:45	1 回目の審査会合でもご説明したものをおつけしてございます。17 ページ目以降につきまして、ご説明してございます。まず、適用される設置許可基準規則の条文の整理、につきまして前回のヒアリングで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:00	0 条文、三角条文というふうに整理させていただいたものに対して、その条文の主たる要件と、設計方針の方を 6-1 家族除くというところで記載をさせていただいたものでございます。
0:08:13	前回のヒアリングからの修正点につきましては以上でございます。
0:08:21	はい。規制庁西内です。
0:08:23	まずは資料 1 についてですけども。うん。
0:08:29	はい。規制庁側から何かまず確認事項ありますか。
0:08:45	規制庁西内です。
0:08:48	ちょっと最初から通して 1 度です、一度確認させていただきたいんですけど、衛藤 3 ページ目のまずところからですけど、衛藤。
0:08:59	2 ポツ目のところは、何か樹脂全体の移送操作がわかるように、概略系統を使ってっていう話をちょっと昨日まずサトウアノとしてたと思うんですけどそこはこの文章上でも十分説明できるというふうに考えたっていうことですかね。
0:09:23	施工努力をします文章で読めるかなとは考えたんですけども図の方があつた方がより適切ということで追加の方をするようにいたします。
0:09:34	はい。規制庁西内ですここは結局
0:09:40	結局その移送さあ、
0:09:43	の説明が、少なくともこのコメント 1 については、メインになるのかなと理解していて、そのあとに遮へい設計の話ですよ。まだどちらかという移送操作自体をどう考えているのかという説明も含めてずっとこう使って説明いただいた方がわかりやすいかなと思ったのでご検討いただければ幸いですよろしいでしょうか。
0:10:03	施工電力石丸承知いたしました。
0:10:05	はい。衛藤。
0:10:07	あとあれですね 2 ポツ目については、ちょっと文章を分けた方が何か明確かなと思っていて、まずこれ説明することって二つあると私思っていますね。
0:10:20	そもそもまず使用済み樹脂貯蔵タンク室には立ち入らずに、いわゆる樹脂移送操作とか想定する操作と、あとは保守点検とかも含めてですよ。そういったものがまずできるよっていうことが一つの説明事項ですよ。
0:10:35	で、次の説明事項として、そのあとにいわゆる接近する頻度が高い制御バーン席、操作頻度が高くて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	それを操作するための制御盤は接近頻度が高いのでそこは管理、第2区分のところに置いてますよっていうのが二つの名目があるのかなというふうに理解してるんですけど。
0:10:56	ただ文章上それが一つの文章で説明されているか何か若干理解がしづらいなと思ったんですけど私の理解が間違えてますかね。
0:11:09	首肯で見せご認識の通りです。
0:11:12	はい。今の規制庁ニシウチですまでちょっと2ポツ目は文章1回マルどこで切ってもいいのかなと思っていて、まず通常立ち入らずに作業ができるよう、タンク室内での操作はまず、
0:11:23	想定してませんっていうところが一つですよ。
0:11:26	その次がこの今の文章に繋がるのかなという私は理解をしていて、そうであればそう分かるように記載をいただければ十分かなと思いますけどもよろしいでしょうか。
0:11:37	絞り込み承知いたしました。
0:11:40	はい。規制庁西内です、まさにそこを説明いただく時に図とかで、ずっと後操作場所とかですよそういったものを補足で、
0:11:50	次のページとかでつけて一緒に見ながら説明いただければ明確より明確かなというふうに感じたところです。
0:11:57	よろしいですかね。
0:12:02	出向出るミシマ承知いたしました。
0:12:05	はい。よろしくお願ひします。
0:12:08	コメント2については、
0:12:11	そうですね割と明確かなと。
0:12:19	ちょっと確認ですけど、
0:12:24	ちょっとあれですね他の
0:12:28	6ページのところ、
0:12:32	6ページ目のところについては、このタンク以外のいわゆる評価点の周りの状況がわかるように図面ここの抜粋じゃなくて全体示していただいてもいいですか、このA点とBの周辺の状況がわかるようにちょっと追記をいただきたいんですけど。
0:12:48	施工で栗林承知いたしましたアノ、もう少し範囲を広げてお示しをいたします。
0:12:54	はい、規制庁西内ですそうですね既設タンクがメインで確認はしましたけどその他2名、その他に何かあったら意味がないのでそう意味でも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	周辺状況含めて明確に示しておいていただければいいのかなと思います。
0:13:07	よろしいですかね。はい。続けてあと7ページ目以降ですけど、
0:13:14	7ページが一番左側の表で書いてる本申請っていうのはこれ申請時点の記載って理解でいいですかね。
0:13:24	四国電力キムラですご認識の通りです。あ、わかりましたでそれを8ページでこう見直しますって話ですよ。
0:13:32	四国電力までその通りです。わかりました。であればちょっとすいません7ページ目が一番左側に申請時点っていうものがわかるようにだけ書いていただいてもいいですか。
0:13:45	特に料金は承知しました申請時点の記載というところは記載させていただきます。はい。次のページで見直しますよと。
0:13:54	ちょっとこれはすみません補足含めての確認になるんですけど、
0:13:59	衛藤。
0:14:01	すいません補足の
0:14:05	すみません、ちなみに、
0:14:23	規制庁西内です。ちょっと一昨日ご提出いただいている審査資料ベースでの確認になるんですけど、
0:14:31	パワーポイントでも言っていた8ページ目にも書いていただいている通りですね、要求事項、そもそも二つ、
0:14:40	正確に言うと美馬文つつうかな。
0:14:46	解釈※でいうと、背景放射性廃棄物を貯蔵することができる。それ搬出量販整理を踏まえて、貯蔵することができる設備を設けるっていうこと。
0:14:57	あとは漏えいしがたいものとする、あとは、汚染が広がらないようにすることっていうのが三つあるとあって、その三つに対してのアンサーが今8ページの方ではもう書いていただいているという理解ですと。
0:15:13	そういう意味ではまず一番最初の一行目の使用済み樹脂貯蔵タンクは、
0:15:17	漏えいしがたい設計とするっていうここに対しての、
0:15:22	具体的な設計方針、
0:15:24	っていうものが、補足説明資料上まず明確にも書かれていなくて、
0:15:31	そこはまずどうお考えなんでしょうかっていうところですね。
0:15:44	地方電力の木村です。こちらにつきましては廃棄物の貯蔵施設である使用済み樹脂貯蔵タンクに使用済み樹脂を調度すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:57	なんで徴する機能を持つタンクに樹脂を徴することで、漏えいしにくい設計とするというところの説明になろうかというふうに考えてます。
0:16:12	藤規制庁ニシウチです。
0:16:15	ちょっとよく理解が及ばなかったんですけど、
0:16:21	端的に言うと、どういう、ここをどう有効設計考慮してるっていう回答になるんですかね。
0:16:38	四国電力の期末端的に言いますとタンクの中に、樹脂を
0:16:45	タンクという漏えいしがたい丹いいものに貯蔵することで、当然漏えいすることしがたいように設計できているというような、
0:16:55	説明になろうかというふうに考えてます。
0:17:02	規制庁西内です。
0:17:04	私も説明しにくい部分を確認しているという自覚はあるんですけど、今の話だとタンクはタンクだからOKってそういうことですか。
0:17:33	四国電力の木村です。社長お時間いただきます。
0:18:49	四国電力、富岡でございます。
0:18:57	漏えいしにくい設計として考えて想定してございますのは、12条の方でもちょっと説明を入れているんですけども想定している劣化事象としまして、腐食を今現在想定しているところでございます。
0:19:10	で、腐食に対して耐食性のある材質を選定するといったところが漏えいしにくい設計に該当するかというふうに考えてございます。
0:19:23	はい。規制庁西内です。ちょっとせ整理いただいたものを最後ご提出をいただきたいと思うんですけども、多分そんなに分量あるものじゃないとは思うんですけど、
0:19:33	それはご提出をいただきたいんですけど。
0:19:38	今の話はあくまで腐食した場合の話ですよ。何かそもそもとしてそもそもまず、
0:19:46	漏えいしがたいものっていう、まず前提があるんじゃないかなあという気がして、
0:19:53	そういう意味では何ですかね密閉構造とか、溶接工、溶接っていうとちょっと工認チックな気もしますが、密閉構造であるとか、
0:20:02	動的機器を許さないとか、
0:20:06	例えば密閉構造であるってそれだけなんですかねもはやちょっとそこら辺ですよ。ちょっと少なくとも、
0:20:14	適合のための設計方針に対する具体的な補足のほうのアンサーがちょっと今、別途説明がされていないような気がして、その部分はちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	まず資料を充実いただく必要があるのかなと思ってますけどよろしいでしょうか。
0:20:33	四国電力の木全承知しました。漏えいしがたい設計とするというところに関するもう少し詳細な説明をこのパワーポイントの資料プラス、補足説明資料の方にもちょっと追記させていただくと。
0:20:46	いうところでちょっと検討させていただきたいと思います。
0:20:50	規制庁に周知です。パワポ上は、
0:20:57	パワポ上いるかどうかはちょっとそちらの方の検討次第でいいかなと思いますけど、
0:21:04	ちょっとまずはそもそも何が書かれるのかっていうところからかなと思いますので、ただ、少なくとも、
0:21:11	先ほどそちらからもご説明いただきましたけどまずタンクであることっていう、いうなれば密閉構造であることっていうところがスタートなのかなという気はしていて、その上での腐食とかもちろん考慮してますよってのはおっしゃる通りかなと思いますので材料としてそこら辺しかない。
0:21:25	と思いますけど、まずは何を考えてるのかっていうところをまず文字化していただくっていうところがスタートかなと思いますがよろしいですかね。まず補足説明しようかなと。
0:21:37	四国電力キムラです承知しました補足説明資料の記載の充実と、日英と必要であれば、パワーポイントの方にも反映するというところで検討させていただきたいと思います。
0:21:50	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:21:54	あれですねその発生量の話、ちょうど容量の話については、具体的な事実じゃなくって、発生量を考慮して貯蔵ができる容量っていうふうになったってことですね。
0:22:09	四国電力木村です。ご認識の通りです。
0:22:13	はい。規制庁西内です。ちょっと合わせて一緒に確認をしちゃいますけども、今回の申請書の具体的にテンパチのこれ適合方針の部分ですけど、
0:22:24	この後にテンパチの具体的な設備ごとの設計方針が書かれてくると思いますけど、そっちの方には、これに対応するような説明があるっていう理解でいいんですか。
0:22:39	はい。要は
0:22:41	適合方針のところ見直していただいたと思うんですけど、ここで、別にここで完結する話じゃなくって、適合方針でまずうたった上で、この後の2章

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	以降ですよ。2章以降でその内容に基づいた説明がされてるって理解なんですけど。
0:22:56	ここを変えるっていうことは2章以降も合わせて変えていくのか、もしくは現状すでにそういう2章以降は対応し、これに対応してるような設計方針が書かれているのかっていうとどういう認識でしたっけっていう確認をさせていただければと。
0:23:20	四国電力の井手でございます。まず貯蔵量発生量の件につきましてはですね、今、添付の8の固体廃棄物処理設備のところの主要設備の、
0:23:30	タンクのところですね発生量はこのように考慮してますということを書かせていただいておりますので、ちょっとこれで製造容量が確保できるとかいう表現はないですけども、今の記者の中で読み取れる部分かと考えてございます。以上です。
0:23:47	はい規制庁ニシウチですわかりましたありがとうございます。
0:23:51	阿藤は、最後の話は、漏えいした場合に適切に措置できるっていう下線部を追加してるっていうことですよ。その具体的な内容が次のページでと。
0:24:02	これは補足で以前説明いただいている話ですよ。はい。
0:24:06	わかりました。
0:24:08	あと、11ページは、
0:24:12	11ページはそうですね。
0:24:14	そうか、これも説明しておこうと思ったっていうそういう理解ですかね。
0:24:21	参考の部分でちょっと触れて説明いただく形でもいいかなあと思いましたけど、何か以降、本流側で流れで説明したいっていうそういうことですかね。
0:24:31	あまりのここに入るイメージを持ってなかったっていうだけの話なんですけど。
0:24:41	あ、すみませんそういう意味でいうと私の昨日の言い方が若干ちょっと誤解を与えたかもしれないですけど、変わっ
0:24:47	た場所は触れる必要があると思いますけど、まず、パワーポ上で触れる必要があると思いますけど、何か項目立ててってよりかはこの参考として載せてもらってるので、むしろちょっと触れ、ちょっと説明の最後で
0:25:00	今までの審査を踏まえて一部設計説明は更新しています例えば29条と変わってそういう説明で触れていただければ十分かなと思ってたぐらいの感覚だったんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	なのでそれは私の言い方が誤解を与えて何かここに香港流で一つっていう、非誤解を与えたのであればその辺まず私はあんまりそういう認識がなくてっていうくらいのは感覚でした。
0:25:20	その上で、四国電力としてここで触れておくべきだというお考えであれば、このままでいいのかなと思いますけどっていうくらいの感覚ですけど、いかがでしょうか。
0:25:32	職人力の木村です。ちょっと 28 条の方も修正した箇所についてちょっと説明するようにしたので 29 条も必要な必要なのかなというふうにちょっと考えて、ちょっと記載をさせていただいたんですけれどもええと、
0:25:44	起こしてきいただきましたと、と。
0:25:48	参考のところでは表現するのでは十分というところのポイントをいただきましたのでそのように対応したいというふうに考えます。
0:25:57	規制庁西内です。そういう意味ではすいません今、構成をちょっと改めて見て理解できました
0:26:05	8 ページと 9 ページと 10 ページも、3 ポツっていう項目の中なんですね。すいません八、九十は僕はコメント 3 の流れで説明いただければいいのかなと思ってました。
0:26:20	四国電力の木村です。
0:26:23	コメントとコメントに対する回答と、コメントを踏まえて、こういうふうに記載を充実させていただきましたというところを、ちょっと分けた方が、
0:26:37	説明はしやすいのかなというふうにちょっと考えまして今のよう構成にはさせていただいたんですけれども、
0:26:46	28 条関係の説明については、コメントに対する回答というところの 2.3 の、
0:26:54	一部として、ちょっと場所というか位置付けを変えた上で、11 ページの 29 条に関する説明はもう
0:27:04	落とすというような整理、の方が
0:27:09	良いというそういう趣旨のコメントでよろしかったでしょう。
0:27:13	これは私があくまでそう認識しているっていうだけです、最終的にはもちろん四国電力の資料として出てくるものなので、そちらがどう考えるかでそこは結構なんですけど、
0:27:26	28 条関係はあくまで審査会合のこのコメントを踏まえて、審査そのあとのヒアリングでも事実確認をさせていただいた結果がここに繋がっているという理解を私はしていたので、関連でそのまま流れで説明いただくイメージ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:41	だったっていうくらいの感覚ですね。
0:27:43	一方で 29 条は全然、初回の会合でも何かしらって話ではないので、
0:27:48	基本的には初回の会合でコメントしたことに対して回答いただくのが基本線なのかなと思っていたのでっていうくらいの感覚でした。
0:27:59	中国電力木村です。趣旨は承知いたしましたので等は資料の盗取修正についてちょっと検討させていただきたいと思います。
0:28:08	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:28:12	そのあとに、審査スケジュールが参考 1 が出てきて、
0:28:19	はい。
0:28:21	103415 ページ 16 ページは、これは特に更新をしてないって理解でよかったですね初回の審査会合の抜粋をそのままっていう理解ですかね。
0:28:33	四国電力木村ですご認識の通りです。はい、わかりましたありがとうございますで 17 ページ目以降で、今改めて整理し、
0:28:42	いただいた条文の整理が載っていて、これまで表タイトルですけど、適用されるっていう表現で正しかったですか。
0:28:52	なんか結局三角条文を入れてもらっているのでは適用適用条文っていうその最初のボックスのイメージで書かれてるんですかね。
0:29:01	関係さされ関係するくらいの方が、何か三角も入れるとストレートで表、合うかなぐらいの感覚でしたけど、
0:29:09	どういう意味合いでしたっけこっつて。
0:29:24	四国電力の木村です。丸の条文と、三角の条文については今回の使用済み重症タンクの適用される
0:29:34	条文というところで日、一つ目のひし形といいますか、のところで、
0:29:40	適用される条文というふうにしておりますので、0 条文と三角の条文を書くのであれば、適用されるという表現で良いのかなというふうに考えて今の記載にした次第です。
0:29:55	はい。規制庁西内です考えはわかりました
0:30:00	そういう意味でいうとダカヒ型とはタイ干潟はこれから多分修正されるかもしれないですけど、そもそものそのマルバツ三角の考え方表現とは整合しているっていう意味合いで受け取りました。
0:30:12	あと具体的な内容で言うと、3 条は、
0:30:17	少し表現を見直してもらっていて、
0:30:23	はい。うん山頂はあれですね最後の十郎のパーセンテージの意味合いが明確に戻りましたっていうことですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	はい。ちなみになんですけど、
0:30:34	ここで言っている原子炉補助建屋って言ってるのは、
0:30:40	そういうと昨日一昨日お聞きした際の回答にも関連するんですけど、
0:30:46	原子炉補助建屋全体の重量ってどう見込んでるんですかっていうところで、多分積載重量とかも見込んで、それなりの重量になってるんですけど、躯体重量って意味合いなんですって。
0:31:02	四国電力の土木建築の塩田と申しますご認識の通り建屋の躯体重量に加えて機器とかその他もろもろの積載量が全部入った値として、
0:31:12	原子炉補助建屋全体という記載にしております。以上です。はい規制庁ニシウチですわかりました。ちょっと感覚だ形で結構なんですけど、躯体重量と積載重量ってどれぐらいの間、割合になるんですかね。
0:31:30	これは感覚だけで結構です。
0:31:35	四国電力の塩田です。ですね具体的な数字を持ち合わせてるわけではないんですけどコンクリートの重量がかなり重たいので、躯体重量の方が圧倒的に多い等、認識していただいて結構かと思います。以上です。
0:31:50	はい。規制庁西内です。ちょっと合わせてもう1点だけなんですけど、結局
0:31:57	接地圧に対しての、
0:31:59	野瀬。
0:32:01	評価をしたのっていうのは新基準のタイミングですよ。で、新基準の後に、具体的な機器設備っていろいろ追加増設、改造とかを行っていると思っていて、そういう意味でそ、それはもう含めて、
0:32:17	要はちりも積もれば山となるじゃないですけど、どれぐらいの影響が今本当に評価できてるのかなっていうところだけはちょっと若干気になっていてですねそういう意味では結局躯体重量が
0:32:27	支配的っていうそういうことになるんですかね。
0:32:34	四国電力の塩田ですご認識の通りで結構かと思います。
0:32:39	規制庁西内です。あと、ちなみにその積載重量の考え方って、例えば新基準の時に評価したタイミングであれば、どれくらい、元に出してるんですカナダ大分保守的にも積んでる状態なんですかね積載重量としても、
0:33:14	色電力のキムラです少しお時間いただきます。
0:33:18	規制庁西内です。ヒアリングの最後にわかればご回答いただければぐらいの感覚で結構です。
0:33:25	衛藤、ちょっと続けていきますねすいません 18 ページですかね。
0:33:29	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:35	ここで、津波とかに関しては、既許可の設計方針において、
0:33:41	設計としている。ここで、ついては、
0:33:45	わかりました。明確に書い既許可の設計方針で何を言っているかを明確に記載いただいたということで理解しました。
0:33:55	あれですね文Ⅱの部分はこれは三条も一緒ですけど、文末ですよ。機器設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないっという表現は多分せ、一昨日ヒアリングした時にもこういう表現じゃないんじゃないのかっていう話をちょっとしたと思うんですけどここは、
0:34:12	あれですね修正がこれからまた改めて入る理解で大丈夫ですか。
0:34:20	中国電力の木村です。はい。こちらの方も表現を見直させていただきたいと思います。はい。ちょっと規制庁西内です。綺麗な日本語じゃないですけどイメージは範囲内かどうかですよ。既許可の、
0:34:34	許可読めるか読めないか範囲内かどうかというように意味合いで影響を与えるかどうかだとちょっとニュアンスが変わってくるのかなという理解を私はしてますので、このままということではこのままでもいいですけど、
0:34:45	同じ理解をしていただいたようであれば直しておいていただければいいのかなと思います。よろしいですかね。
0:34:53	直前に沖まで承知しました等の記載、について検討させていただきたいと思います。はい。よろしくお願いします。
0:35:02	で、6条の外部衝撃については、
0:35:10	はい。これは竜巻を例にわかりやすさを重視して説明いただいたということだと理解しました。
0:35:17	はい。19ページ目以降で、
0:35:20	はい。
0:35:27	はい。
0:35:35	はい。
0:35:36	わかりました。あとは29条の部分は、資料2をようご用意いただいているので、29条の関係で資料2だけ簡単にこの後ご説明をいただければと思いますけど。
0:35:51	ここまで資料1で29条以外、規制庁側から何か追加で確認事項ありますか。
0:36:02	はい。規制庁の奥でございます。
0:36:06	ちょっと資料の体裁的なところでちょっと気づきの点なんですけれども、
0:36:12	4ページから、コメントに対する回答と入っていて4号、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:17	6と続いていると思うんですけど。
0:36:19	後段の方で同じ表題のもとでの資料構成になってると思うので三分の1 三分の2 三分の3とか、
0:36:26	コメントに対する回答の中で、今のページがどの段階にあるのかっていうのをちょっと合わせて示していた方がいいのかなと思いました。
0:36:34	あとコメントに対する回答について、
0:36:37	4ページ目と5ページ目については、コメントにて二つ、確認事項があつて改良の1ポツってところで2ページ使つて、説明をしていただいとると思うんですけども、
0:36:48	ちょっと町を拝見して1ポツですとか、タンク内の樹脂の貯蔵量とタンク表面線量率、
0:36:55	等をどのように評価してるかっていうことなんですが、
0:36:58	回答1ポツの一つ目の丸、読んでると、被害線量率ということが出てくるんですがおそらくこれが、タンク表面線量率とイコールなのかなということ考えるとちょっと表現が少し、
0:37:10	揺らいでいるというか、
0:37:13	ちょっと質問事項との関連性というか同じ表現を、
0:37:17	関連づけをしていてもいいのかなというふうに思ったところでありました。
0:37:21	あと4ページの線源強度と線源タイセイキの二つ目のポツですけども、樹脂を貯蔵できる容量より多い量を線源タイセイキたつていう辺りが、
0:37:31	ちょっとこれはどういう意味なのかってのがちょっとよくわからなかったのので、回答いただけるとありがたいんですが。
0:37:47	四国電力三嶋です。コメントに関する回答を若山3分の1とか2種類をいたします。
0:37:54	表面線量率のところなんですけれども、
0:37:58	ちょっとわかりづらくて恐縮なんですけど
0:38:01	タンクの表面線量率、
0:38:05	とへ危害線量率は別物でございまして、
0:38:10	比木外線量率っていうのは、タンク内は4区分、タンクの外の一般通路の被害のところは2区分ですので、その3日分の
0:38:19	の条件を、タンク内の外側の壁の
0:38:24	線量率は問題ないことを確認しているといった記載になってございます。タンクの表面線量率については、表面線量率を基に線源強度の条件等を設定してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:36	ていうところではなくて、評価した場合については、40 イシイベースって いうのを、1 アオキのところに記載してございます。ちょうど要領のところ なんですけれども、
0:38:48	辞書通できるより多いところなんですけれども、
0:38:53	保育所貯蔵液容量というのが、10 ページ。
0:38:57	28 条のところの有効容量っていう形で記載してございまして、具体的な この有効容量よりも多い量を線源対策としてございますので、
0:39:11	そこが少しわかるように記載の方見直しをいたします。
0:39:15	院長レスはい。ありがとうございます。そうですねちょっと、10 ページと かも参照する必要があるんであれば、関連性がわかるようにちょっと記 載の方、少し見直しただけるとありがたいなと思います。よろしくお願 いします。
0:39:27	ですね、
0:39:29	サトウ、そうですね、細かいとこですけど 5 ページですけども、5 ペー ジはこれ回答 1 ポツのスズキになってると思うんですが回答 1 スズキと か少し、加えていただくといいのかなと思いました。
0:39:39	あとは、ちょっと体裁ばかりで恐縮ですけども 8 ページから、八、九、 1011。
0:39:47	については 3 ポツ、記載の充実について同じ将来の人になってると思う ので、ちょっと 10 ページは、どうなるかっていうのちょっとご検討だと思 うんですけども何分の 1、三分の何かっていうあたりをちょっと理解いた だくとよろしいと思います。
0:40:04	中部電力の木村です。8、7 ページ目以降のところについてナンバーの 1 というところでは、段階を記載させていただきたいと思います。
0:40:13	規制庁の奥ですよろしくお願ひします。
0:40:22	規制庁仲です。
0:40:24	パフォー資料NO、
0:40:28	17 ページ以降の参考 3 の
0:40:32	適用される設置許可基準規則条文の整理なんですけれど、それで、
0:40:37	これって結局補足説明資料の方だと、
0:40:44	丸とか三角とかバツとかっていう概念は一応補足説明資料の方では、
0:40:50	つけるものが示されるっていいことでしたっけ。
0:40:58	中国電力の木村です。補足説明資料の方でフローであるとか都丸さん 学閥というところは、はい。
0:41:06	整理表をお示しします。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:12	こっちのパワポはそれはマル三角はつけないという整理にしたんですっけ。
0:41:28	いや、
0:41:37	一番、
0:41:40	三角の地盤の更新がすべてです。
0:41:49	申請補正では出てこないっていう、
0:42:02	の方がいいのかなって感じですか。
0:42:05	どうですかね。
0:42:41	四国電力の木村ですが、えっと、
0:42:45	こちらにつきましては丸と三角のものを抜き出してきているというところですのでええと、パレット三角というところを記載するというところは可能かなというふうには考えます。
0:43:00	三角の場合は結局補正の方に方針としては示さないっていう違いが出てくるってことですよね。
0:43:11	中国電力木村です。ご認識の通りです。そうですね何か、これを一瞬見たときですね
0:43:18	この前条文、地盤とか、3456 と全部、
0:43:25	ほぼ適用とし、条文として何か申請書にも補正の対象となって、
0:43:32	全部それを確認するように見え、
0:43:35	るんですけど、
0:43:38	へ。
0:43:38	と、
0:43:39	何かそういう違いがあるんであればですね丸三角って別につけなくてもいいんだけど、それぞれの条文が同じ意味合いではないというところは、
0:43:49	少し説明しておかない等、
0:43:52	何か誤解を与えるんじゃないかなっていう気がするんですよそれで、
0:43:56	さ、さらにはですね
0:43:58	前回の会合説明資料でいうと9月27日から9月27日の会合だと。
0:44:06	関係する条文の整理っていう表がついていて、
0:44:11	バツと三角と丸というふうにそれぞれ定義づけをしていて、
0:44:15	こうなってますと。
0:44:17	今回、タイトル自体が関係するから適用されるに代わってなおかつ三角とバツと丸がなくなったという、
0:44:26	この変わった意味ってのは何なのかっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:30	よくわからないってところが正直なところなんですけど。
0:44:37	適用されるってのはどういう意味かっていうところ等、それぞれ、例えば、津波とか外部衝撃
0:44:45	というような条文等、廃棄物貯蔵みたいな直接の条文等、
0:44:51	それぞれが何かこう一緒くたではないというところをどっかで言うておかないと、何か誤解が生じると思うんですけど。
0:45:01	そこはいかがですか説明を補足するのか或いは丸三角みたいなものを入れておくのか。
0:45:09	これは入れないまでもこの表の説明として、
0:45:13	これは単にですねだからその、
0:45:15	適用されるものであるが正しい引き与えるものではないっていうふうに記載の書き分けをしてるってのは我々はヒアリングして聞いているから、
0:45:25	そこはわかるんですけど。
0:45:27	多分会合レビューでこれを聞くと結局、
0:45:30	言い方変えてるだけで全部関係する条文なんだろうと、読めるような気がすんですけど。
0:45:37	そういう意味でこの表のままの資料で大丈夫でしょうか。
0:45:56	と四国電力の木村でございます。前回のちょっとヒアリングでいただきましたコメントで、
0:46:05	0と、三角にした条文に対して参考として付けさせていただいた次第でしてちょっと今のご指摘いただいたところでは
0:46:18	設計方針の中でちょっと表現は見直す、業務の煩雑ですけど時岡に影響を
0:46:28	与えるものではないというところのところで書き分けている
0:46:36	申請書の中で説明するものについてはこれからの設計を行うというような記載にして現状はちょっとそこでしか、丸と三角っていうところの違いは、表現できていないかなというふうには考えてます。
0:46:52	うん。規制庁流す。今言ったようなところがですね、これでわかるんですかっていうところなんですけど。
0:47:01	結局はただし書きで書いてるのはそれは、
0:47:06	三角であって、
0:47:10	新たにその申請書上、方針を示すものではない。
0:47:14	ていう違いがあるっていうそういうことですよ。
0:47:21	それをだから口頭で補うのか資料のままなのかなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:27	何かこの表現を見てわかってくださいということではわかるのかなんですけど、どうなんでしょうか。
0:47:42	色電力のキムラです。はい当間丸。
0:47:46	条文と三角上部の差がわかるような、ちょっと表現について、1度検討させていただきたいというふうに思います。
0:47:55	表現を変えるっていうのはその語尾を変えるっていうことですか
0:47:59	先ほどの確認結果に影響を与えるものではないっていうところを、範囲内であるというところは修正があるとしてそれ以外にも何か、
0:48:09	語尾を変えてそこがちゃんと識別できるように、
0:48:15	表現を見直すってそういう理解でしょうか。
0:48:21	四国電力の木村です。判例等でわかりやすく、できるできないかというところで検討したいというふうに考えます。
0:48:32	岸社長ナカセ判例等というのは結局だから丸三角っていう欄を設けるっていうそういう理解でよろしいですか。
0:48:45	中国電力の金松江、そうですねそちらも含めて江藤記者について検討したいというふうに考えてます。
0:48:52	了解しました。
0:48:55	はい。
0:48:57	ちょっと前回からの資料との繋がりとかですね、あとは補足説明資料でどう書くかでそれをどこまで
0:49:04	介護資料として表すかということだと思んですけど、
0:49:08	ちょっとそこが、
0:49:13	今の案ですとちょっと前回からの繋がりであったりとか、
0:49:18	補足説明資料として整理した結果として、それぞれの
0:49:23	条文の意味合いが若干違うということがわかりづらいというふうに思ってますので、
0:49:28	ちょっと一つそこは検討いただいてですね、必要であれば少し修正いただければと思います。以上です。
0:49:37	地方電力キムラで承知しました記載について検討いたします。
0:49:49	規制庁の仲です。私の方から、パワポ資料の4ページ5ページのところで確認させていただきたいんですけども、
0:49:57	まず4ページのところの回答一位の白丸の下の線源強度と線源体積のところなんですけれども、
0:50:07	この1ポツ目のところで、真ん中の列で放出された放射性物質がワンサイクル軍拡システムの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:14	が前提に捕捉された後に使用済み樹脂としてタンクに貯蔵されているものとして定義算出したってというものがあるんですけども、まずはこの算出したってものはその右下の表の内容ということで理解してよろしかったでしょうか。
0:50:30	四国電力にします。そうです
0:50:33	右下の表にはすべての樹脂をまとめて算出してこの線源強度として、
0:50:39	表しているというような形になります。以上です。
0:50:45	規制庁中根です。この表については補足説明資料、すでにつけていただいているものと同じものかなっていうふうに認識してるんですけども、ワンサイクル分ってというような表現についてもともと補足の方で記載がなかったかなというふうに思っていて、今ちょっともしかしたら、
0:51:02	修正していただいている部分なのかもしれないですけどもしこの部分よろしかったら、補足説明資料と整合するように表現を合わせていただければいいかなというのが1点です。
0:51:15	施行いたしました。ご指摘の通り補足説明すれば反映いたします。以上です。
0:51:22	はい。よろしくお願ひします。あともう1点5ページのところなんですけれども、先ほど奥の方からちょっと話があったものと関連はするんですけども、
0:51:33	5ページの表の評価条件のところですねの線源体積のところなんですけれども、もともと補足の方で※3ということで、その貯蔵量、緒ん、
0:51:43	線源体積の説明がもともとあったと思うんですけども、この部分については、4ページ目のところの回答1の、
0:51:54	全原協と宣言退席の黒ポチの二つ目、助長できる容量をより多いを、
0:52:03	所、
0:52:04	貯蔵できる容量より多い量を線源体積としたっていうところに説明を置いたから今回はここは重複するので、書いてないってそういう理解でよろしかったですかね。
0:52:16	十分酌みします。ご認識の通りですそこにちょっと回数とかがどうかかっていうところもありましてそういう表現にさせていただきます。以上です。
0:52:28	規制庁仲です。承知しましてマスキングもあると思うので表現についての先ほど空とのやりとりで検討いただけるということなので合わせて
0:52:37	そうですね。
0:52:40	合わせてしまいすみませんこの4ページのところを代表して記載いただくってことで理解しました。はい。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:53	規制庁西内です。
0:52:57	最後にちょっと1点だけ中ナカガワが先ほど話した話ですけど、それで私が多分最初、先日お話した際には、丸三角書かなくていいかなみたいな話をした。
0:53:10	とところですけど、改めて、確かにこうやってでき上がりを見ると、申請書に書くものと書かないものっていう違いは、ある程度目にしておいた方がいいかなというところは思いますのでそこは
0:53:22	明確にする方向でというふうに回答いただいたと思うので、修正の方はしていただければいいのかなと思っています。あとは凡例追加する時2間、
0:53:33	あれですよね回ると三角しか結局なくてバツがないので、凡例もう結局、その二つになっちゃうんですね。そういう意味では
0:53:41	判例を追加するかもしくはこの表の一番最初のところで、以下の条文はこういう種類の条文が二つあるんだよと。
0:53:49	そこでは括弧書きで例えば、申請条文についてはこの条文で、いわゆる既許可から変更がなく、結局補期間の設計方針の、ちょっと日本語はまた四国電力の説明に合わせますけど、範囲内である条文とか、
0:54:05	ちょっとそこら辺が例えば表の頭とかで冒頭で宣言いただくだけでも明確になるのかなと思いますので、そこら辺の表現方法は最後、どういう説明をするかによって、なりますのでそこはおまかせしますが、
0:54:18	はい。必ずしも判例だけがすべてじゃないかなと思いますので、はい。ご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
0:54:27	職電力キムラです。ありがとうございます。はい。ポイントを踏まえまして後、記載について検討させていただきます。
0:54:35	はい。規制庁西内です。改めてパワーポは他に現状29条以外ですけどありますか規制庁側からよろしいですか。
0:54:43	よければ、ちょっと29条の補足の説明を簡単にいただきたいと思いますが今日は時間はちなみに四国電力側はお時間は、
0:54:55	大丈夫でしたっけ、一応18時になりますけど。
0:54:58	四国電力の木村です。時間については大丈夫ですと、29年先立ちまして先ほど三条のところで、ちょっとコメントいただきました査定の重量とかそのあたりの話をちょっとご説明させていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
0:55:15	はい大丈夫です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	四国電力の周東です先ほど西内さんからご質問のありました積載の話ですけれども、基本的な設計思想として、のせるものの重量っていうのは
0:55:31	を下回らないような重量を基本的な設定してますので、西内さん言われた通り多少保守的、保守性を持った重量を設定してます。ですので、少々の改造工事ぐらいで、重量が増えたところでその評価結果に影響を及ぼすような、
0:55:48	ものではないというふうに考えてございます。以上です。
0:55:52	はい規制庁ニシウチです。このあれですねなお書きに書かれる内容ですけど、
0:55:59	要は何が一番ストレートなのかって話ですよ。
0:56:02	さっきちょっと私からいろいろ確認させていただきましたけど、
0:56:06	ここにいつもこういう説明を何か他申請の時にはいただくんですけど、これは何かさっきの話をいろいろ踏まえると、今の記載がストレートかという、何かそうじゃなくて、
0:56:17	建屋重量全体のというよりはコンクリート躯体が支配的で、それに比べてっていう話だったらそっち側でいくべきでしょうし、少なくとも今回積載容量の方の話なので、そもそもその設定が保守的なんっていう話になればそうなんでしょうし、
0:56:32	ちょっと何か今の説明なお書きが何かストレートな表現なのかなというところをちょっと疑問に感じたところなので、これまでの説明の内容も踏まえて、なお秋谷を更新いただければ更新いただければと思いますけどもよろしいでしょうか。
0:56:53	えっと四国電力の塩田です。ご指摘を踏まえてちょっと資料第15面内文書の紙についてはちょっと考えてみたいと思います以上です。
0:57:04	はい。規制庁西内です。この文章でも正直伝わるとは思うんですよ明確に。ただ意味合いを正確にとらえると、躯体重量かもしくは積載重量が多分メインに出てくるのかなという気がしたっていうそれぐらいの感覚ですね。
0:57:17	ただ今までの説明でもこういう説明をしていてその中には今の二つの意味合いが含まれるということではこの表現のままでも結構なんでしょうし、説明聞く限り度どういう表現が適切なのかっていう部分で必要であれば見直していただければとそれぐらいの感覚で受け取っていただければと。
0:57:34	思いますよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	四国電力の柴田です承知しましたニュー主任主査と呼ばれたこれまでといたしますか、特待重量の方が重くてというのでこういうような表現でおおよそ伝わるかなとは思いますが必要に応じて修正、
0:57:50	いや補足したいと思えます以上です。
0:57:53	はい。規制庁西内ですよろしくお願いしますちなみに、今いただいてたような躯体重量の設定とか積載重量の設定の考え方とあって、新基準の時のその三条のまとめに載ってるって理解で大丈夫ですか。
0:58:06	ちょっと私まだそこまで確認ができてないのが正直なところなんですけど。
0:58:11	四国電力の塩田です。三条のまとめとかにはそういうのは書いてなくて、基本的に今のその積載重量であったりとかって話させ
0:58:21	この後の設工認とかの建屋の方とかの説明書には載ってますけど、設置許可の断面でそこまで具体的な記載は、
0:58:31	ないというふうに大きくなかったと思えます以上です。
0:58:35	なるほど。規制庁西内です。なるほどです。であればむしろ、すいませんいろいろ確認させていただきましたけどいずれも施工の範囲っちゃうことですか。であれば何か今の記載のぐらいの感覚なのかなって気はちょっと改めてしましたけど。
0:58:49	あれはあくまでも許可の範囲内かどうかの説明なので、なお書きで書く内容についても少なくともまとめベース、許可のまとめベース。
0:58:58	例えばなお書きで来るのは多分許可のせめて許可のまた別の話かなという感覚を持っています。
0:59:04	四国電力志田です。こちらとしてもその認識で西井さんが言われた通り既許可ベースであればこれぐらいの記載なのかなというふうに考えて今の記載にしているところです。以上です。
0:59:15	はい規制庁西内ですありがとうございます趣旨も理解できました。ちなみにその既許可の三条のまとめには、この建屋全体の重量は書かれているとそういう理解ですか。
0:59:31	あそこまで明確には書いてないものの、既許可ベースではそれぐらいの評価をしているってそういう説明ですか。
0:59:44	四国電力の塩田です。えっとですね、まずは
0:59:48	三条のまとめってというのはどっちかって店舗6の方のイメージなので、おそらく今西さんが言われてるような、まとめ資料みたいなのは、4条以降ですので

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:01	四条以降のまとめの中には、まずはそもそも 38 なので入ってないというところで、三条の添付 6 とかの中には原子、具体的な数値として申請書に原子炉補助建屋の重量がこれぐらいでって書いてたかどうかは、
1:00:15	確か書けなかったんじゃないかなと思いますが、いずれにしてもその審査の中で、原子炉建屋とか、電車建屋とかそういったものの重量を、今幾お話したようにやや保守的にというかそういう見込んで、
1:00:28	評価をした結果が、三条の申請書なり、添付 6 の方でお示してるまままとめ資料みたいなのは載ってるという状況です。以上です。
1:01:09	あ、
1:01:10	横野キムラです先ほど江藤のご説明そちらへ聞こえてましたでしょうか。すみません規制庁ニシウチです聞こえてます少しだけお待ちくださいすみません。
1:02:04	あ、規制庁西内ですすみません、
1:02:09	まず、状況は理解しました。ちょっと改めてなんですけど、
1:02:16	補足の方のマル三角×の整理表のところは、備考っていう形で、ここに記載されてる内容が書かれているのであんまりわかんなかったんですけど、
1:02:26	ちょっと改めて見るとここ要は全体の表に溶け込ませたがゆえですけど設計方針っていう形でこのなお書きも書かれると、若干どこまでが説明なのかっていうのがわかりづらくまたなるので、
1:02:37	ちょっと少なくともパワーポからはこのなお書きは取っちゃってもいいかなとまず思いました。要は、さっきのナカガワの話も通じますけど、要は明確化という観点でも語尾は全部語尾が全部許可の範囲内とか多分そういう趣旨。
1:02:49	に直して統一してもらった方が明確かなと思いました。
1:02:53	で、さっきのそのなお書きの部分の話については補足の○×三角の方の備考欄としてご記載をいただければと思いますがまずお願いしてもよろしいでしょうか。
1:03:07	四国電力の者です承知しましたこのなお書き、確かにもうおっしゃる通りで前々回でしたか前回でしカツラってちょっと忘れちゃったけどちょっと重量の話があったので記載したものはあるんですけど、
1:03:20	あくまで基礎の既許可の中身としては、その上に書いてます通りすでに接地圧に対して許可を終えた現象自体に設置するので、影響を与えるものではないということが趣旨かと思しますので、なお書きは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:03:33	パワーポイントというか、あれですかパワーポイント、今のはあれですかね補足のほうには残しておいてっていうご趣旨だったと思いますのでパワーポイントの方からは削除したいと思います以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、
1:03:48	補足のほうに残す意味合いとしては、
1:03:53	さっき 30 まとめ資料ないっていう話をしましたけど、まとめ資料という最終的なものとしてはないですけど今までは多分会合とかで説明いただいているような途中過程のパワーポイントとかがまさにまとめ資料になるわけですねイメージとしては。
1:04:07	要は添付施設の申請書より下の、いわゆるヒアリング資料会合資料という位置付けのものがまとめ資料と同じ同列のものなのかなと思うので、
1:04:17	そういうところで説明する内容に沿ってなお書きはご記載をいただければと思いますけどよろしいですか。
1:04:26	四国電力の志田です。後、すいません私がまとめてないという言い方をしちゃったので、誤解を与えましたおっしゃる通り設置審査資料等では、
1:04:37	施設圧とかそういったものを審査いただいて許可いただいておりますので、いただいてます走路あたりの記載の中身を踏まえると、
1:04:47	おそらく今のお書きぐらいの記載になるのかなとは考えてますけども
1:04:51	途中でお話の通りちょっと必要に応じてこの辺り修正なり補足なりしたいと考えています。以上です。
1:04:58	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:05:02	はい。では三条もこれくらいですかね。はい。よければ 29 条の資料 2 の方を、簡単に結構ですのでまずはご説明をお願いしてもよろしいですか。
1:05:16	四国電力三嶋です。ご説明させていただきます。
1:05:20	まず
1:05:25	29 の -1 設置基準規則への適合性につきましては、従来の設計方針と同様に、使用済み紙、既設含めた原子炉施設からの直接別開催する。
1:05:40	識字周辺の交換されると合理的に達成できる限り小さくなるように設計すると。
1:05:46	具体的には、実効線量で年間 50mSv を超えない設計とさせていただきます。
1:05:54	つきまして具体的な防護につきましてなんですけれども概要のところについては先ほど述べさせていただいた通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:00	して、今回
1:06:05	水タンクの境界外における線量影響について確認した結果を示してご ざいます。まず、敷地境界への、まず、雨水の影響についての考え方 についてなんですけれども、こちら、
1:06:19	だけど、これまでご説明させていた通りのことも少し同じように書いてお りますが、
1:06:23	タンクについては、改め想定したように設計してまして、直接改正の評 価対象についてまず整理してございます線源設定の考えにつきまして は、
1:06:35	これまでご説明させていただいた通りです。
1:06:39	で、次のページに、2 ポツにつきまして、今までの考え方に照らすと、今 回増設する単語については、
1:06:48	地下階に設置する設計としておりますので、
1:06:55	震源として考慮する人はございませんと。
1:06:58	いう記載としてございます。既設のタンクについても考慮してございま せん。最後のページに参考評価といたしまして、仮に
1:07:10	簡易的な評価をした場合については、
1:07:13	直接線っていうのは地下階ですので、地面について十分遮へいされる と、敷地境界まで十分な地面があります。
1:07:22	スカイシャイン線につきましては、
1:07:25	町係建屋上部方向に十分な厚さの遮へいがございまして、
1:07:31	敷地境界ではなくて建屋の表面、
1:07:35	だったとしても、
1:07:38	そのあたりっていうのは、
1:07:40	年間 0.1mSvよりも小さくなると。
1:07:44	今距離による減衰等を考慮いたしますと敷地境界における影響とい うのは十分小さくなりまして、
1:07:50	結局影響、に影響するものはないといった記載としてございます。以上 です。
1:08:00	はい規制庁西内です。
1:08:03	はい。ありがとうございます規制庁側から資料に関係何かありますか。
1:08:12	規制庁の仲野です。いただいている資料の 29-2 の 3 ページのフローの ところなんですけれども、前回以前のヒアリングでもちょっとお話が出た かもしれないんですけれども、
1:08:24	今回、スカイシャイン線等の線源選定フローの中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:29	設置場所が地上階以上であるかどうかとあとは、設置場所が外壁コンクリートに接しているかどうかというところでスクリーニングしてると思うんですけども、この条件で考えると例えば、地下、
1:08:41	であればどんなに高い線量のものでも、線源として考えなくても良いみたいなことに、ちょっと理屈っぽくなっちゃうんですけど、考えられるのかなと思ってまして、そういったときに
1:08:54	極端に線量が大きい場合でもその考え方に沿って2、制限として考えないっていうふうにならないようなちょっとそういったものをスクリーニングできるような考え方があるのかどうかというところを教えていただければと思います。
1:09:10	四国電力します。すいません設置場所が地上会場であるかっていうところなんですけれども
1:09:17	実際には例えば、ASRSTの場合ですと上の階にも当然エリアがございまして、
1:09:26	そちらについてもそういう遮へい設計区分といったか、形で、遮へいをいろいろ設けていると。
1:09:34	ということなので、次、企業界がないような設備、
1:09:39	例えば地下階だけの設備の場合ですと、
1:09:42	おっしゃる通りここだけでは読めないかなっていうところもございまして、
1:09:48	そういった十分、十分遮へいがあるという趣旨で、地上階って書いてちょっとこちらについては記載をもう少し充実するように考えております。以上です。
1:09:59	規制庁の中根です。そうですね今のフローだと、その線源そのものがどんだけ大きくてもその地下にあるとか
1:10:07	外壁がコンクリートに接しているかどうかだけで考えないっていうふうに行ってしまうのでそういったところがそうなんならない考え方であるっていうところの補足が必要なのかなというふうに考えてます。よろしく願いします。
1:10:22	四国電力石松承知いたしました。
1:10:30	はい。規制庁西内ですけどフロー関係はちょっと私も確認したかったんですけどそもそもまずこの最初あった時は、適合性確認というか何か影響確認の中の話だったのでその前の段階でちょっと確認をいろいろしてたんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:46	そうなんすけどこのフローって今まで何かうちとの関係適合性説明の中で、何か今までもご説明いただいているものなんでしたっけ末、
1:10:58	等、
1:11:00	図自体はですねエサ今回に
1:11:04	今回で今回のSRTの申請の中で追記した後、追加したものございまして、
1:11:10	29-2-2 のに書いてる、地上階上で外壁コンクリートに設置して置かれている線源として考えるというのは
1:11:19	機能せん3号の建設のときの考え方の、
1:11:23	審査資料の中で示しているものと同様になります。以上です。
1:11:38	はい、規制庁西内ですけど、状況わかりました
1:11:43	今私たちって別に何て言うんでしょうか。発電所内の50mSv、この30条への適合性を改めて全体審査してるというわけではなくてですね。
1:11:55	そういう意味でいうと、そもそも今回使用済み樹脂ちゃんこを置く場所はそこですよ。それに対して言及いただければもう十分だと思っていて、何か改めてこのフローから説明をいただく必要があるんじゃないっけそもそも。
1:12:11	この29条の適合確認としてですよ。
1:12:14	今まではその影響確認というところで何かこういうフローを使って説明いただいていたような気はするんですけど、そもそも改めて29条とした時にこのフローから説明いただく必要性がどれくらいあるんじゃないっけ。
1:12:24	何かそもそも不要かなと思っているっていうのが正直なところなんですけど。
1:12:31	四国出る分少しお時間ください。
1:12:43	照井ミシマです。ご指摘の通り、今回のSRSTにつきましては特段フローからご説明する必要はなくまして、今回増設ASRtの
1:12:53	設置の間の観点で資料の方見直しをいたします。以上です。
1:12:58	はい。規制庁西内です。そうですね今までこの部分は既許可の範囲内かどうかっていうところでの影響確認としての今までご説明いただいていたのでその観点では確かに出てき得るものなのかなとは思いますが。
1:13:13	改めて今回ル一条文として扱って、自重堂タンクを設置する上での説明ということであれば、何か必ずしも必要性を感じなかったというのが私が今正直改めて見て感じてるところですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:26	そこら辺も含めて最終的な資料はまとめてもらえれば結構かなと思います。
1:13:30	私が単純にこの三条関係で理解したのは、29 条関係で理解したのは、今回は地下におきます直接線は、敷地境界との関係だと土でも十分減衰されます。
1:13:43	スカイシャインについては、ここに平気で十分覆われているので問題ありません。だから大丈夫です。なお、参考評価としてこれやったとしてもこれからの試算ですっていうくらいの概略アウトラインと理解をしています。
1:13:56	なのでこれから外れるや、今野だけだと足りないんですこういう部分が必要なんですっていうことであれば出していただければと思いますし、いらぬ部分は明確、
1:14:05	不要な部分については削除いただければいいのかなというところでございました。まず資料の見直しは一部お願いする形かなと思いますけどよろしいですか。
1:14:15	思考力ミシマです承知いたしました。
1:14:19	はい。規制庁西内です。
1:14:22	他に、私は 29 条関係はこれくらいですけどほかに規制庁側から何かありますか。
1:14:31	あ、規制庁中ですか。ちょっと先ほどのコメントと、ほとんど同じ内容ではあるんですけど、
1:14:37	やっぱり何かこのフロー自体が、あれを出すことについて、危ういなという感じもしてはいますね。
1:14:44	あとワードとしてその検討の対象外としたとかですねそうそうというのが、
1:14:49	何か、
1:14:50	わざわざこの場で決められるものなのかみたいなのが何か危ういのでそういうものをなくして、
1:14:57	先ほど 1 階に設置するってのは一応今の表現で言えば 1 階に設置する設計としておりとちゃんと書いていただいているのでそういう設計を踏まえて、
1:15:07	ると
1:15:11	市場への影響なり地中での影響そういうことを踏まえて
1:15:16	十分遮へいされていると、というような趣旨で、
1:15:21	書いといていただいた方がいいかというところで、ちょっと検討の対象外とかこのフローとかそこら辺がちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	表現としてはやめた方がいいかなというふうにはちょっと印象を持ったということで、
1:15:33	一応コメントしております。以上です。
1:15:37	志向出るミシマです。承知いたしました。
1:15:44	はい。規制庁西内です 29 条関係他にありますかよろしいですか。
1:15:49	はい。
1:15:50	東京追加でご提出いただいた部分以上だと思しますのでまずここまでの話を修正いただいたものをまた資料としてご提出いただければと思います。で、資料 3 はこれはあれですよ単純にスケジュール更新しましたっていうものですよ何か、資料 3 でご説明した内容ありましたっけ。
1:16:08	中国電力ます特段、ご説明するところはないかと思います。はい、わかりました規制庁西内です。今日まずご提出いただいた分は以上で、あとはちょっと残っている逐条関係で一部確認したい点について少しお時間をいただいて確認をさせていただければと思いますけども。
1:16:26	よろしいですか続けてしまして、
1:16:31	中国電力木村です。築城関係ってところは他の衛藤設計方針等を記載させていただいたところの、
1:16:42	条文に対するその中身のせえと質問という、そういう趣旨でしょうか。はい規制庁に支出具体的に言うと 12 条関係で少し、
1:16:57	四国電力木村です。はい。了解いたします。よろしく申し上げます。
1:17:07	規制庁の仲野です。私の方から 12 条の関係で確認させていただきたいんですけども、
1:17:15	補足説明資料先日のヒアリングで使用している補足説明資料の 10、116 ページ以降ですかね。
1:17:24	の部分なんですけれども、現在
1:17:28	設置許可基準規則の該当の部分で挙げていただいているのが 1 項 3 項 7 号、7 項の部分と思うんですけども、
1:17:36	設置許可基準規則の 12 条の 4 項の部分なんですけど、4 項の部分ちょっと読み上げですけども安全施設はその健全性及び能力を確認するためにその安全機能の重要度に応じ、
1:17:49	発電用原子炉の運転中または停止中に試験または検査ができるものでなければならないというふうに要求がございますけれども、
1:17:56	今回のタンクについてはその 4 行っていうのがイトウっていうふう書いてないんですけどもその 4 行がイトウになってないっていう考え方をまずお聞かせいただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:14	食前料キムラです。4項につきましては、資格基準規則の解釈の中で、
1:18:23	試験検査できる系統としましてはこのようなものっていう表が記載されてるといふふうに認識してまして、
1:18:30	このようなものに該当するかというところで今回のタンクについては該当しないといふふうに考えておりますので対象外として整理してございます。以上です。
1:18:49	規制庁仲野です。少々お待ちください。
1:18:57	規制庁ナカノすみませんまた折衝しました。とりあえず考え方としてはその基準規則の解釈にある表中の該当ではないのでっていうことで承知しました。
1:19:09	私からは以上です。
1:19:22	はい、規制庁西内です。
1:19:26	その他の条文のところと言うと、うん。
1:19:34	うん。ちょっとこれはすいません昨日の平井ー昨日のヒアリングの確認にもなるんですけど、
1:19:40	30条のところとかで、参考のエリアモニターが今回は対象外ですよって話をしたと思いますと、で、その参考対象外の旨は、
1:19:52	あれですよねそのテンパチの適合性の送信とかには示されたから申請書じゃなくてまとめ資料ベースの説明になるってそういう理解でいいですかね。
1:20:03	あれでしたっけし、この適合方針のところにもそういう旨を書いた記載するっていう話でしたっけ。
1:20:12	施行でございましてまとめ資料に記載する方針としてございます。はい規制庁ニシウチですわかりました。
1:20:21	ちょっと今までのやつも確認しますけどそういう条文として挙げているものの中で関連性が深い部分だけの対象外なんですっていうところとかを、
1:20:31	この適合方針のところでは説明して内容はあくまで適合方針として説明してるものってそういう理解でいいんですよね。
1:20:38	要はいわゆる丸の部分について説明をしているものであるってそういう理解をすればいいですよ。
1:20:46	四国電力キムラですとご認識の通りです。
1:20:49	はい。規制庁西内です了解しました。
1:20:53	了解しました。あと私からちょっと1点だけ火災の関係なんですけど、
1:20:58	江藤、うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:01	パワポでいうパワポでいいかなⅣでいうと 19 ページ目の部分です設計方針のところ。
1:21:09	うん。開けてますかね。
1:21:16	色電力キムラですはい。該当ページ開いてます。ありがとうございます。うん。
1:21:23	括弧 2 の感知消火の部分なんですけど、ここ今火災バックフィットもやっていて、割と明確にいろいろと話をさせていただいてると思うんです。うん。で、
1:21:34	どう、
1:21:37	結局これ局カー上で、ちょっと待ってくださいねすみません。違う、ちょっと。
1:21:45	東北電力の木村でございます。えっとですねちょっと 8 条の関係者ですね今回ちょっと資料 2、ちょっと直接出てこないというところもあったのでちょっと今部屋にはいないんですけどちょっと、
1:21:59	およBスズキにいると思うんで呼んでようかなと思うんですが、ちなみに割とそんなに明確な話で込み入った話っていうのはコミットというかそういう話なんか、
1:22:11	多分 7 往復するような話でもないんですけどあれですかね、そんなに時間かからなくてお手間じゃなければっていうぐらいですね、お伝えいただいて必要に応じて検討修正いただくっていう話でも結構ですけど。
1:22:25	すみませんちょっと読んで参りまして今、につきましたのでちょっと
1:22:30	すみませんちょっと申し訳ないけど少し戻ってこの 8 条に関するところちょっとコメントの趣旨をいただけたらと思うのですがよろしいでしょうか。はいありがとうございます規制庁ニシウチです。すみません。衛藤。
1:22:45	19 ページのところの設計方針のところがいいんですけど、(2)の感知消火の部分。
1:22:52	ここ葛西の大庭栗田の方でも少し確認をいろいろさせていただいてますけど、
1:22:58	結果して
1:23:02	ほぼほぼ、書いてる内容が変わるとあまり思っていないんですけど、
1:23:06	まず
1:23:09	ちょっと 112 行目がよくわからなかったんですねまず、この放射線の影響のため消火活動が困難な場所であるかっていうのって、これ何かいい意味、そのあとの文章に繋がりますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:23:22	四国でのシゲマスですけども、
1:23:25	すいません。
1:23:26	ところの、すみません、12行目は特に繋がるりはないですねあまり意味 ないです。文章かなと思っておりますので、
1:23:38	削除いたします。
1:23:40	ですので使用済み樹脂貯蔵タンク室は、
1:23:45	タンクは金属製であることをタンクなんだ。
1:23:49	タンクは金属製であること。
1:23:53	そのあとの樹脂が水に浸かっておるといところもあんまり、
1:23:59	カセがオクに火災が発生しないという、説明にはちょっと直接結びつい てないですのでこちらも、
1:24:07	消すようにいたします。
1:24:10	規制庁西内です。そちらが最終的にどう説明したいかですけど、
1:24:17	タンク内に貯蔵してる樹脂はって話は別に残しといてもいいのかなと思 いましたけど、
1:24:23	いくなればタンク内も発生しないしタンク買いも発生しないっていうそう いう説明なのかなと私は受けとめていましたけど、そこはお任せします。 少なくともこの、私は見てて、一、二行目の
1:24:34	消火活動が困難な場所であるかっていう枕詞が何を言いたいのかって いうのがちょっとよくわからなかったというところでしたので、はい。そこ に関してのコメントをとらえていただければ結構かなと思います。
1:24:47	承知いたしました。
1:24:48	はいあとはちょっと細かいんですけど、
1:24:54	一段落目は、使用済み樹脂タンク室はって書いてて、
1:24:58	2段落目のしたってはタンクはになってるんですよね。多分ここも不整合 の話だけかな一度多分何に対して説明したいのか整理してくださいって いう話整理して説明してくださいって話を最初の方にした記憶があり ますけど。
1:25:11	多分その不整合がまだ残ってるのかなという気がするので、最終的な 部分をよくご確認をいただいた上でお願いできればと思いますが、
1:25:19	奥野シゲマスです。承知いたしました。
1:25:22	はい。規制庁西内です。
1:25:28	そうですね後調書を間違えてもいいかすいません。
1:25:57	はい。あと規制庁ニシウチです。
1:26:01	あとですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:08	ちょっとこれは単純にお聞きしたいんですけど。
1:26:12	すいませんそういう意味だとちょっとやりとりはあります。すいません先ほどナイトウお伝えしましたけど、すいません(3)の影響軽減のための対策の部分なんですけどね。
1:26:23	ここって、新基準の時には、放射性物質の貯蔵機能のみを有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、
1:26:34	あと他の火災区域と隣接しない火災区域、
1:26:38	そっかここで、あれか。
1:26:40	はじかれてるのか、いや、
1:26:42	結局放射性物質の貯蔵機能のみの場所は3時間の耐火機能はなくていいよってそういう設計をうたってもらってるのかなと思うんですけど。
1:26:51	新規のときに、これは他の火災区域と隣接してるから、こういう3時間の耐火能力を有してるってそういうことでいいんですかね。
1:27:05	今私が聞きたいことって理解いただきました。
1:27:08	奥谷シゲマスです
1:27:11	ご質問の趣旨は理解いたしました。
1:27:14	再稼働の時はちょうどかつ取り込めているところで多少、
1:27:21	外になっていたというふうに電子キーでございます。
1:27:26	そうですね。ここは結果的に3時間タイ、
1:27:30	3時間以上の耐火能力があるというところで、ありますよという記載をここではしているんですけども、
1:27:41	規制庁西内です。そういう意味だとちょっと考え方は見直していただきたいと思っていて、別にこれ結果を書くわけじゃなくて設計方針を書く場所なんですよね。
1:27:50	そういう意味では設計方針自体は新基準が多分こういう箇所は統一なのかなとそこの考え方を食べるって意味合いだったらそれはちょっともちろん違ってきますけど、
1:27:58	そういう意味でそこはちょっと説明というか考え方は一度改めて整理いただく必要があるかなとまず思っていて、
1:28:04	衛藤。
1:28:06	少なくとも新基準のときの適合方針としては、貯蔵機能のみを有する場所についてはっていうところでまず始まるんですよね。
1:28:13	なのでまず今回だとそこに該当するのかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:16	一方で他の火災区域と隣接しない。
1:28:20	場合はっていう限定がついているので、そういう意味で今回は隣接してるから、こういう分離設計をしているっていうそういうことなんですかね。そこだけちょっと確認したかったっていうところですね。
1:28:34	シゲマスってそうですねこの火災区域、AとABとCを分割するような形にしましたので、そう意味では隣接する。
1:28:43	火災区域があるというところですので、
1:28:46	そういう、そういったことがわかるようにこの表現をちょっと直したいと思います。考え方が、
1:28:52	はい、ということも含めて理解しましたんですけど、今の最後の説明はよく理解できなくてですね、AとBは結局放射性物質貯蔵機能を有するところとの分離の話ですよ。
1:29:05	で、多分このその親権者の機能この部分の記載アノて新基準時の適合方針からテンパチからちょっと見ていただければと思いますけど、この言いたいことの意味合いは、
1:29:16	貯蔵機能のみを有する場合は耐火兵器は要らないよと。
1:29:20	ただ他の区域と隣接する場合はっていう意味で、他の区域って言うてる意味合いは、
1:29:26	貯蔵機能以外の機能を有する区域はってそういう意味合いなんじゃないのかなっていう気もするんですけど、そこら辺も含めてちょっとここは多分適切に修正をいただいた方がいいのかなと思いました。
1:29:38	よろしいでしょうか。
1:29:39	四国電力シゲマス承知いたしました。改めて確認して、記載を適正化したいと思います。うん。はい。そういう意味では、火災の部分はちょっと設計方針として何を書くかって話ですよ。
1:29:55	発生防止は結果これだけなんですかね不燃性と多分難燃性だけで感知の部分については多分1ポツ目に、2行目の部分がちょっとよく理解できなかったっていうところ。
1:30:06	(3)の影響軽減のところは新基準のときにはそのただし放射性物の貯蔵機能のみを有する火災区域でありってというようなその特段の規制があるのでそこに沿った記載に修正いただく必要はあるのかなと思います。ちょっとご確認をいただいて適切にご修正をいただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:30:23	はい。四国電力重松です。承知いたしました。
1:30:27	はい。よろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:30	8条は、私は以上ですね。で、
1:30:42	はいであと9条なんですけど、
1:30:46	続けてよろしいですかね。
1:30:52	中国電力木村ですよろしくお願ひします。9条のまず1項についてはこれは荒谷水源とならないですよって話ですよと。
1:31:04	で、日工の方、麻生加賀さんそれについて1項と2個一緒か。
1:31:11	1項と2項一緒に、破損による溢水を防止するっていうところでは破損に限定されていて、
1:31:20	実際の溢水を想定するモードで破損だけじゃないですよご認識いただいとると思ひますけど、何かここで破損に限定しての意味合いて何かあるんだったけ。
1:31:34	ここで言ってる破損って想定破損ですよ言いたいので、四国電力も言ったんですけども想定破損とは限定してなくてですね破損はまあ、
1:31:44	タンクから何か漏れるとしたら、もう配管も含めてですけど、は破損ぐらいしかないかなという。
1:31:55	ところもあってですね想定破損とはまず思っていないですというところで、破損で弁の破損だとか、ごめん、弁とか言うとなれ後、変な話になりますけど、タンクが何かしら
1:32:08	交渉というのが破損というかですけど静的効い機器でもあるんで破損、
1:32:14	ぐらいしないと、溢水は起こらないかなという。
1:32:19	圧送で回って破損っていう表現を使っていますっていうところが今現状です。規制庁西内です。そういう意味ではまず消火、消火水の話と、そのあとの、その他の地震は破損か結局そこ想定破損以外の
1:32:35	消火性と地震の方はちょっと置いといて、その大水をちょっと念頭に置いてたんですけど、
1:32:40	その他溢水能話も含めて書く必要はないって理解ですか、その体数に関しては結局弁がある以上は、その誤操作っていう話も含めて一応うたっているのかなっていう理解はしてたんですけど。
1:32:53	実際補足だとちゃんとその台数についても
1:32:57	想定した上で対応しますっていうような文書で書かれてたので、
1:33:03	その体制は想定いただいとるのかなと思ったのでここは破損だけじゃなくて破損等みたいなイメージだったのかなというふうに思ったんですけどっていうくらいの話ですね、こっちホシコアビルです。確かに厳密に言うと破損等が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:17	一番厳密なと思いますけど、1項2項、1項2項というところも含んでるっていうところではありますけれども、一応確かに、
1:33:28	マート等語弊を生じるというところもあるので破損等で修正するという方向性で、
1:33:35	が一番わかりやすいかなという、その他の溢水もニュアンスとして表現するのであれば等、
1:33:42	を入れるのが一番イデ等の意味はと聞かれると、その他溢水も考慮した上で、水を安全機能を備え設計だとか、漏えいしない設計としてますっていうところになる。
1:33:54	かと思いますんでそのような修正方向性でもよろしいでしょうか。うん。規制庁西内です。
1:34:04	ちょっとそれ自分で言っておいてあれなんですけど、破損による溢水を防止してますよね。
1:34:10	その他溢水は溢水を防止してる。
1:34:13	ということになるんですかね若干あれですか、防止ではないんですかね、すみません、ちょっと細かくて申し訳ないですけど。
1:34:22	クレームに対する井口とその通りで、相談医師を防止するっていうのは、
1:34:28	ある意味、
1:34:29	相対水の条件設定からして、
1:34:32	無理な話で、防止するというよりも相対水はイシバポイントの中でも、
1:34:39	結局防止しようがないとか例えば起こって起こってしまうものを防止しなさいと言われてもどうしようもなく、それを防止するというよりは、そういうことが起こっても早期に検知早期隔離、
1:34:53	そういうところができるように、しなすますという設計方針で相談してバックフィットで、
1:34:59	そういう方向性になってそういうところになってるっていうところもありますので、ミズタ等に操作を入れて防止する設計、
1:35:09	というのは確かにちょっと違いますけど、
1:35:13	早めに検知してっていうところであれば、
1:35:16	いいですけどちょっと一行2行、偽タイする設計方針をきちんと全部書きなさいと言われると、今のは、
1:35:26	不十分かもしれないですけど基本的にはそういうことで損なわない設計とします。そういうことで漏えいしない設計としますっていうのが伝えたかった趣旨でありますというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:38	ちょっと1回このやりとりしたような気がしますけど。
1:35:42	はい。どうでしょうか。いや、規制庁に周知ですちょっと最終段っていうところもあってですね。
1:35:48	した笹ブーというか、実際これテンパチは何もいじってないので、差分についてはもうあまり僕はないっていうのが正直なところなんですけど。
1:35:58	ここの部分の、テンパチの要求のための適合方針って、ちょっと若干溢水って僕新基準と見比べてた部分があったんですけど、
1:36:06	これ伊勢に関してはそもそもやっぱり水バックフィットで追加要求になっているんですよね。
1:36:10	基本的に私の理解って、
1:36:15	いわゆる様適合のための設計方針で良いよう関連する要求事項、まさに審査条文として出てくる要求事項は漏れなく、まず設計方針はうたうべきなのかなとはまず思っていますと、もれなくというのはあれですよ。
1:36:30	具体的に詳細にという意味ではなくてカバーできるように記載をいただくべきなのかなというところは考えてますと。
1:36:37	少なく私は今そう受けとめ持っているんですけど、そこがちょっと違うよっていうことであればそういう説明をいただければと思いますし、
1:36:45	そういう理解なのであれば、
1:36:47	そういう意味では、溢水バックフィットとして追加要求までかけているものなので、
1:36:53	書くべきかなという気はしますねといったところですかね。
1:36:59	施行令、施行電力です。あとそういう意味でいうとですね
1:37:05	こちらはちょっと破損による事象募集設計っていうのをちょっと最初に書こうと思ったのは今回タンクを増設してそこは
1:37:18	地震とかでも溢水しないようにしますっていうところを書き、
1:37:23	書いたほうがより良いかなというところでもあったんですけど、結局、
1:37:29	そこで、
1:37:30	電波上書き換え大きく書き換えるかどうかっていうとそこは、結局今の原発の中の範囲でどっちを取るかっていう選択肢なので、そういう観点でいうと、相対水が入ってない。
1:37:43	とかその点におけるとですね1個2コウノ、
1:37:47	ある意味オウム返しにした方が一番わかりやすいかなと思ってるのがですね、なんで、丹君。
1:37:55	金井水がタンクの破損による溢水を防止する設計って書いてますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:00	婚外子的に言うとタンクから溢水が発生した場合においても安全機能が少ないしない設計とすると、2項の方については、
1:38:10	タンクから、
1:38:12	放射性物質を含む液体が溢れの場合においても、
1:38:17	漏えいしないようにするとか、そういう大きなことを書いていて、
1:38:21	で、
1:38:24	それ行くと解釈、解釈でも、減少施設内における溢水はその他事象も含んでますよと、安全機能を損なわないものは、安全キドコがないこといいですよっていう。
1:38:37	料金規則の解釈にも、
1:38:39	合致して、ある意味、そっちの方が、
1:38:42	記載はざっくりしてますけど、抜けはないという表現にもなるんでそちらの方がもしかしたら今となっては適切かなというところも思い始めましたけど、いかがでしょうか。
1:38:53	はい。規制庁西内です。何を主眼に置くかだと思んですけど、笹井、少なくとも私の認識は最低条件として、関係する。
1:39:04	要求事項は、もう漏れなく適合方針を示していただかっていうところは基本なのかなとだからこそ28条もうちょっと明確化をいただいたのかなというふうに私は理解していて、
1:39:14	まずそこが主眼ですよ。そのあとは、どれだけ具体性を持って流動を書いて書くかは多分事業者によるところも大きいのかなと思いますので、
1:39:23	これあくまで添付資料なのでそこは言うなれば、
1:39:28	鸚鵡返しCでも、というか大体オウム返しのところはほとんどだと思えますけどっていうくらいの間隔ですね。
1:39:36	四国です4レーン、ごめんなさい等、添付資料、添付書類の逐条という花強い。
1:39:48	だと思んですけど逐条の補正を下記に行くかどうか論だとは思んですけども、そこが今やだったら、
1:39:58	厳密には相対水っていうのが、
1:40:01	抜けてるんじゃないと。
1:40:04	かというご指摘という理解で良いですか。ちょっと、記載を含めて検討するかどうかの、
1:40:11	最終確認として、はい。伊勢西内ですけども、まず私はそう読めちゃうと思っておりますっていう表現ですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:24	症例もございます。
1:40:31	そういう意味であれば、先ほど言ったように破損による溢水を防止する設計ではなくて、やっぱりタンクから溢水が発生した場合においてもか、補正部長含めて、液体が溢れ出した場合においても、
1:40:45	原則店内における溢水に対して安全機能を損なわないと、そういうところで規則解釈の、
1:40:53	規則と解釈からイトウ、漏れなく読めるようにというところで
1:41:00	修正をかけようかなと思います。以上です。
1:41:06	はい。規制庁西内です。
1:41:09	今の記載でいいよ、読めますっていうことであれば、それでも思いましたけど、ちょっと若干やっぱり無理があるっていう理解でよかったですかね。
1:41:22	中央での問題です。ですね、タンクを設置することによって、相対水の
1:41:33	原則的な、早期検知早期対応の変更がありますかっていうと、
1:41:39	結局漏えい検知器を設置したりするっていうそもその設計は、事象
1:41:44	設計というか考え方は一緒として対応するので、そういう何ていうか、すごい大枠の設計方針は変更ない。
1:41:53	ただサンシータンクが増えるんですねって言われると、
1:41:58	その別に関原イマイ通りやりますってなると、
1:42:01	変更はないという主張。
1:42:06	ちょっと今まで、
1:42:09	はそういう意味で考えてて、結局、三枝設置しますけど、破損を防ぐことで、そういうところにも対して、
1:42:19	何て言うかね、ごめんなさい。
1:42:21	そこは書いてなかったっていうところが、意図だったので。はい。規制庁西内ですけどそういう意味で言うと、ちょっと多分〇×三角の整理の話で若干
1:42:31	僕の頭もクリアになってきた部分があって、ここ、今何で話を出してるかっていうとですね、最初はその辺り私も三角なのかなあという三角扱いなのかなあという気はしてたんです。
1:42:43	ただそこでちょっと明確にちょっと考え方が若干僕絡めたのはですね、100、
1:42:51	溢水能部分の補足説明書 108 ページの 109 ページなんですけど、これ一昨日の提出ヒアリング資料の中の部分なんですけど、開けますか今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:43:08	開けてますか。はい。色開けております。はい。具体的に 109 ページの一行目 2 行目なんですけど、
1:43:18	今回の樹脂貯蔵タンク室に漏えい検知器を設置してまさにこの対応で設置してるって今説明ぶりになってるんですよね。
1:43:25	で、例えばですよ、例えば既設のABと同じドレンラインを使っていて、既設の漏えい検出器でっていう話であれば、何か、
1:43:36	その今の三角の整理の話に照らしても三角だな。だからいわゆるここに表現されないんだなっていうことも理解できたんですけど、ここの今回のためにこういう追設をしている部分も、
1:43:48	あるのであれば、
1:43:50	0 今野考え方だと 0 よりなりませんかねっていうところで、じゃあ書くべきなのかなっていうところで考えてたってところなんです。
1:44:02	施行電力みたいですよ出資は理解しました。
1:44:08	それを逐条にどう落とし込むかっていうところだと思いますんで改めて考えて破損による必要防止ではなくて、やはりタンクから溢水が発生した場合においてもという十分お返しの記載が一番
1:44:22	アノすべつなんて言うかね、すべてを包含できるというか、いろいろ 1 個ずつ書き出すとまた、
1:44:28	これはこれこれはこれって 1 個ずつ釘。
1:44:31	らないと、この話この話というのが誤解されそうな可能性もあるので、逐条
1:44:37	市の設計方針として記載するには破損による死亡する設計ではなくて、タンクから、伊勢が発生した場合においても、
1:44:46	安全機能を損なわないとか、
1:44:49	放射性物質の法案から放射性物質を生み出された場合においても、管理区域外へ漏えいしない設計とすると、そういう記載ぶりに変更したいと思います。以上です。
1:45:01	はい。規制庁西内です。具体的内容は多分会合の%シンポ%ポイント。
1:45:08	の方の多分添付参考の方にも書かれると思うのでそちらで事実確認はさせていただいておきたいと思いますが、
1:45:15	あんまり細かいこと言う気はないですけど、28 条とかは具体カーをしに行くと言って細かく書いている中で若干スタンスが違うなというところが気になるので、そこは最後そちらの中で決めていただければ結構です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	別に何て言うんですかね、条文によってレベル感が違うっていう考え方もあるかなと思いますので、
1:45:35	はい。あまり今細かく言うつもりはないので、はい。
1:45:39	特段別に明確かなとは思いますが今おっしゃっていただいている内容で、はい。ちょっと改めて事実確認はこちらでもさせていただければと思いますというところでよろしいでしょうか。
1:45:52	向後です。出資に関しまして 28 条の規則に書いてある内容とうちの逐条内容、九条の規則に書いて内容とうちの逐条の様子のバランスかも含めて検討します。あります。
1:46:05	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:46:09	はい。江藤ちょっとその他条文を含めてでしたけど、
1:46:14	そっか、ちょっとだけお待ちいただいているのですかすみません。
1:46:52	はい、すみませんお待たせしました。江藤。うん。その他条文私も確認したい点は以上ですね。はい。
1:47:02	衛藤規制庁側から他にその他条文とかも含めて全体通してですけど何かありますか。今日時点ではよろしいですか。
1:47:08	はい。
1:47:09	すみません今の内容をも含めてちょっと資料充実いただいて改めて資料提出をお願いできればと思います。
1:47:18	はい。改めてですけど、ちょっと先にヒアリングの部分で言いますと全体通して四国電力側から何かありますか。よろしいですか。
1:47:28	四国電力の木村ですがちょっと 30 条の 3 項に対する説明のところちょっとご相談したいところがありますので、ちょっとお時間いただいたらと思います。
1:47:39	省略をします 30 条の参考なんですけども 30 条のまとめ資料で書いたほうがいいのか或いはその条文整理のところ、
1:47:51	違いますよっていうのを記載した方がいいのか、どちらの趣旨なのかなとちょっと考えましたの。
1:47:58	ご確認させていただきたいんですけどもお願いいたします。
1:48:03	規制庁西内です。
1:48:08	あれ、ちなみに別にまずこだわりはないですすみません、まずこだわりはなくて、まとめのどこかしらで適切に説明されればっていうくらいの感覚ですと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:19	その上でこれは後四国電力の中での多分資料整理だけだと思うんですけど、そういったいわゆる三角条文で該当しないものも、その逐条に入れて説明を今までもしているのか。
1:48:32	そういったもう最初の冒頭の条文整理で全部落とす整理してるのかってそれだけなのかなあとと思うので別にどちらでも結構です。四国電力の中のその作成ルールにのっとして記載いただければ、
1:48:44	何て言うんですかね、
1:48:46	他の条文と比較してみた時今なんかあっち行ったりこっち行ったりっていうことはないと思うので我々も確認しやすいですし、それぞれくらいのこだわりしかないです。
1:48:55	試行でリバイス承知いたしました。
1:49:00	うん。規制庁西内ですけど他に何かありますか。
1:49:04	一応多分審査会合前は多分最後のヒアリングのイメージで我々が望んでますけどなんか他にもし池地点であればというぐらいですね、一応資料が出てきてますし、またやる可能性もありますけど、基本現状予定はしてないので、何か他にあれば、今のうちにいいと思いますけどよろしいですかね。
1:49:24	中国電力の木村でございます衛藤パワーポイントの紙資料の方の提出。
1:49:29	の時期としましてはもう明日中ぐらいのイメージでよろしかったんですか。はい。最後スケジュールでちょっと確認をさせていただこうと思えますけどそのスケジュールの方に行っちゃってもよろしいですか。
1:49:41	一応内容的なところの事実確認は四国電力が若松井川とか伊奈砂層ですかね。
1:49:48	施工できるちょっとエリアモニターについて迫図に少し、先日ちょっと補足させていただきたいんです構いませんでしょうか。
1:49:55	はい、どうぞ。
1:49:58	補助だけついてそのエリアモリタはないんでしょうか。鶴ないんでしょうかっていうご質問をいただいたときにですね
1:50:06	ちょっと
1:50:09	補助建屋エリアモニターってのも実際に設置してございまして、
1:50:14	事故時設計基準事項の今回のそのSRTの向けとかそういったことではないんですけれども、
1:50:21	それについて設置許可にも一応記載してますのでその旨ちょっと補足させていただきます以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:29	規制庁西内です。今、設置許可にも記載いただいているっておっしゃったのは、あれ、30条の適合の中でまさに放射線監視設備として書いてるってことでしたか。
1:50:43	省略さおっしゃる通りとして昨日、昨日あとその次のページに少し一行ちょっと書いてる、主要なエリアモニター。
1:50:54	この、ここにエリアモニターを設置するという次のページに書いてるようなそういう形になってございます。
1:51:03	藤規制庁ニシウチですけど、
1:51:07	少しだけお待ちいただいてもいいですか。
1:51:35	規制庁ニシウチですあすいません確認できますし、と。
1:51:41	これは30条の適合として置いてる。
1:51:48	設計軸事故時における適用として置いてるってそういう形にはなりません。30条じゃないっちゃうことですか。
1:51:58	そ通常時の平時のその被ばく防護の観点っていうわけではなくてもあくまで事故時においてっていう形にはなりますけど
1:52:07	併記のOKのモニターについてはその上の1、
1:52:10	8、
1:52:12	さっきのもう8ページに書いてあるそういう形になります。はい規制庁ニシウチですわかりました。ちなみに多分このさっき設計基準事故時っていうくらいなので、
1:52:22	いわゆるこういう閉じ込め機能があるような場所じゃなくて、いわゆる事故時に操作するような場所、事故時に何かしら期待してる系統の周辺に置いてるってそういう理解をすればいいんですかね。
1:52:35	5人中で安全補機室の近傍ということでエリアとしてはS <sub>s</sub> -Dの近くにはなるんですけどもそういう理解です。はい規制庁ニシウチです理解できましたあれ迫工認でもこれ要目とってますもしかして。
1:52:51	基本設計方針設備にはなってますかね少なくともそういう意味でいうと、
1:52:55	わかりましたちょっと工認とかも含めてすべて事実確認こちらでもしておきますありがとうございました。
1:53:04	衛藤ほかに何か補足しておきたい点とか追加で説明しておきたい点ありますかよろしいですか。
1:53:14	四国電力木村ですこちらからは特に追加ではございません。はい。規制庁西内です。ありがとうございます。もちろん何て言うんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:22	これが最後だと思いますけどという話をしましたけど、別に今日やらないというわけではなくて、何らかの審査会合終わった後にはまたヒアリング、会合での話も含めて、
1:53:32	多分実施すると思いますので、何かあればまた東京支社通じまずはおご連絡をいただければと思います。
1:53:38	はい、じゃあ衛藤最後にすいませんスケジュール感ですけども、当間先ほどお話もありましたけども審査会合で使用するまずPowerPoint部分については、ちょっとこちらでも早めに事実確認改めてどういう体裁なるかを確認をさせていただきたいなと思ってますので、
1:53:53	可能であればまずはSTARの順にお願いをできれば嬉しいです。
1:53:57	もし難しければそこら辺はまた東京支社のアノを通じて事務的にご連絡をまたいただければと思います。
1:54:04	パワーポイント以外の部分、まさに参考書類をつけてもらってる条文の具体的な補足説明資料等については週明け、月曜日火曜日というところでまたご提出をいただければと思いますが、
1:54:17	はい。そこについても引き続きまた東京支社の方と
1:54:21	連携はとらせていただければと思いますけども、進め方含めてよろしいでしょうか。何かありますか。
1:54:31	四国電力木村です主要点数については了解しましたので対応させていただきます。
1:54:37	はい。衛藤。資料定数とかも含めてスケジュール感も含めてですけど何か四国電力側からありますか。
1:54:44	全体通して、弊社関係者フクナガです。はい。江藤審査会合の資料ですけど昨日同時関係の案内があって、29日提出お願いしますということで、案内いただいて、
1:54:57	てる次第でいただいて、
1:54:59	今、衛藤イシイさんおっしゃったのは事前提出ができれば明日っていうイメージでいいでしょうか。はいSですね、29日にいただくのは効果最終的に表に出す最終的にホームページに公開するような公開用の
1:55:13	要はマスキング版も含めた資料のお話ですので、
1:55:19	あ、わかりましたちょっと進捗によりますけど本店と相談してからまたできるだけ早目に提出したいと思います。はい。ありがとうございますよろしくお願いします。
1:55:29	スケジュール込みで全体通して他に四国電力側からありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:37	色電力キムラです。戸塚では特にございません。はい。はい。規制庁側から全体通して何かありますか。よろしいですか。
1:55:45	はい。すいませんちょっと時間を超過してますけど、もうそこでありがとうございます今日の日有賀はこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:55:53	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。